

年金天引きされる世帯主へ 国民健康保険税 納税通知書を7月中旬に発送

【年金天引きの対象者】

- ① 世帯主が国民健康保険加入者
- ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ③ 年金天引きの対象となる年金が、年額18万円以上で、介護保険料と国民健康保険税を合わせて年金額の2分の1を超えない

- 次の場合は年金天引きになりません
 - ▽ 口座振替で国民健康保険税を納めている場合
 - ▽ 世帯主が介護保険料を年金天引きされていない場合
 - ▽ 平成23年度に75歳になる人がいる場合
 - すでに年金天引きになっている場合
- 平成23年度の国民健康保険税は、年6回（年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月）の年金天引きになり

表1 (例) 平成23年度国民健康保険税の納付額が55,000円の人が、平成22年度から年金天引きとなっている場合

年度	平成23年度						
	2	4	6	8	10	12	2
徴収区分	本徴収	仮徴収			本徴収		
納付金額	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	11,000円	10,000円	10,000円

* 4月、6月、8月に年金天引きされる国保税は、平成23年2月に天引きされた額と同額（仮徴収）
* 10月以降は、確定した年間国保税から仮徴収分を除いた額を天引き（本徴収）

表2 (例) 平成23年度国民健康保険税の納付額が80,000円の人が、10月から新たに年金天引きとなる場合

納付書で納付していた時は…

年度	平成23年度							
	6(1)	7(2)	8(3)	9(4)	10(5)	11(6)	12(7)	1(8)
納付方法	納付書				納付書			
納付金額	10,000円							

* 平成23年度の年税額80,000円を納付回数（8回）に分けて納付します
* 各納期限は月末となっておりますが、末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります

10月から新たに年金天引きになると…

年度	平成23年度									
	6(1)	7(2)	8(3)	9(4)	10	11	12	1	2	3
納付方法	納付書				年金天引き	-	年金天引き	-	年金天引き	-
納付金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	13,400円	-	13,300円	-	13,300円	-

* 平成23年度は、9月までは納付書で納付し、10月から年金天引きとなります（5期～8期の納付書は不要ですので破棄してください）
* 年金天引きの納付金額は、納付書の10月以降の金額（40,000円）を年金支給月の3回に振り分けた額となります
* 平成24年度以降は、年6回（年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月）の年金天引きとなります

変更の申請手続きの時期によっては、10月は年金天引きで、11月以降に口座振替となる場合もあります。

ます（表1参照）。平成23年10月から新たに年金天引きになる場合、表2のよう

6月中旬に平成23年度国民健康保険税納税通知書を送付しています。納付書を8枚入れています。年金天引きが開始に

10月から年金天引きの対象となった場合も、納付方法を、年金天引きから口座振替に変更できます。

【納付方法の変更手続き】

- ▽ 国民健康保険証
- ▽ 口座振替の申し込みは各金融機関窓口で
- ▽ 印鑑

なった場合、表2のように変更になります。

問い合わせ先
国保医療課
国民健康保険係
☎(36) 1363

介護保険料の納入（決定） 通知書を7月中旬に発送

平成23年度介護保険料の納入（決定）通知書を7月中旬に、65歳以上の第1号被保険者の人に発送します。

普通徴収の人は、年間保険料額と各納期限までに納入する介護保険料の額を、特別徴収の人は、年間保険料額と各年金支給月に天引きされる介護保険料の額を、通知書で確認してください。

介護保険料の額は、平成22年中の本人の所得状況や世帯の住民税課税状況に応じて、実質10段階に分かれています。保険料の判定基準や計算方法など、納入（決定）通知書に記載していますので確認してください。

● 納入方法
年金の定期支払時に保険料が差し引かれ、年金保険者から納入されます。

● 納入方法
介護保険料は納入方法を普通徴収には変更できません

● 徴収額の決め方
10月から年金天引きが開始になる人もいます

● 納入方法
1年間の保険料を7月から翌年3月までの9回の納期に分けて納入します。最寄りの金融機関や郵便局などで納めてください。口座振替も可能です。

● 納入方法
10月以降は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額が天引きされます。これを本徴収といえます。

また、平成24年4月、6月、8月に天引きされる介護保険料（平成24年

表1 (例) 介護保険料第4段階（年額46,920円）の人の場合

年度	平成23年度						平成24年度		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
介護保険料	7,300円	7,300円	7,300円	8,420円	8,300円	8,300円	8,300円	8,300円	8,300円
徴収区分	仮徴収			本徴収			仮徴収		
説明	平成23年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納める			平成23年度の年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて納める。100円未満の端数は10月にまとめて納める			平成24年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納める		

年間保険料 46,920円

農薬散布（稲・大豆）を実施します

無人ヘリコプター防除組合が、稲と大豆の農薬散布を7月中旬から10月上旬、数回実施。散布時は、風向きや時間帯（通学時間）に十分注意し、当日は、作業員を配置して、万全を期します。

2月に天引きされる介護保険料の額と同額）も、平成24年度の仮徴収分として併せてお知らせします

● 問い合わせ先
介護保険課介護保険係
☎(36) 4877

防除を実施します。住宅隣接地には、事前に回覧でお知らせします。

● 問い合わせ先
市民のみなさんの理解をお願いします。
● 問い合わせ先
▽ 農業振興課
☎(36) 0041
▽ JA農産販売課
☎(36) 2119